

## 誤注入で患者死亡 看護師の控訴棄却

京大病院（京都市左京区）で二〇〇〇年二月、人工呼吸器に消毒用エタノールを誤って注入し、入院中の藤井沙織さん（当時十七歳）を死亡させたとして業務上過失致死罪に問われた看護師高山詩穂被告（27）の控訴審判決公判が七日、大阪高裁であった。今井俊介裁判長は「薬のラベルを確認するという最も初歩的な注意義務を怠り、結果も重大」として、禁固十月、執行猶予三年（求刑・禁固十月）とした一審・京都地裁判決を支持、高山被告の控

訴を棄却した。

被告側は「過失の背景に病院の管理体制の不備があり、過誤の再発防止には被告人の処罰だけでは不十分」と主張、罰金刑を求めていた。しかし、今井裁判長は、病院の薬品管理は十分ではなかったとしても「人命を容易に左右しかねない重要な職務に就く被告の責任が大幅に軽減されるものではない」と返した。

京大病院人工呼吸器エタノール事件  
看護師控訴棄却  
2004年7月8日 讀賣新聞（大阪）